

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第一次） ～生殖補助医療研究を目的とするゲノム編集技術等の利用について～

1 背景

- ・ ゲノム編集技術は、家畜・農作物の品種改良や医学研究の分野などで、世界的に活用が進められている。特に、平成 24 年に開発された新技術（CRISPR/Cas システム）は、より低コスト・簡便な技術で活用が拡大している。
- ・ 一方で、ゲノム編集技術を用いた疾患の治療法等の開発について、特に医学分野でのヒト受精胚への適用には、倫理的・安全上の課題（オフターゲット、デザイナーベイビー等への懸念）が指摘されており、国として一定の指針を示すことが必要。

2 ヒト受精胚を研究に用いることの検討経緯・今後の予定

- ・ 生命倫理専門調査会では、平成 16 年 7 月に「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」を取りまとめ、原則として、生命の萌芽であるヒト受精胚を損なう取扱を認めないが、生殖補助医療研究において、科学的合理性、安全性、社会的妥当性を満たす場合に限り、例外的に認めた。
- ・ 上記 1 の背景の下、平成 29 年 7 月に調査会の下にタスク・フォースを設置し、12 月にタスク・フォース報告書としてまとめた。本年 2 月にパブリックコメントを実施し、3 月の生命倫理専門調査会で報告書が取りまとめられた。
- ・ CSTI 本会議において報告書が決定された後、文部科学省・厚生労働省において指針の策定作業が進められる予定。

3 報告書のポイント（報告書 5. 「まとめ」の抜粋）

- ① まず将来の生殖補助医療に資する可能性が有る「生殖補助医療研究」を目的とした「余剰胚」へのゲノム編集技術等を用いる基礎的研究に係る「指針」の策定を行うことが望ましい。
指針策定に当たって、審査体制については、2 段階の手続とし、関連する学会、医療関係団体、患者等の組織等と連携すること等の留意事項を取りまとめた。
文部科学省及び厚生労働省において「指針」の策定作業等が速やかに行われることを期待する。
- ② 倫理面、安全面での課題があることから、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚を、ヒト又は動物の胎内へ移植することは、現時点では容認できない。
- ③ 「難病等遺伝性疾患研究」及び「疾患（がん等）研究」を目的とする基礎的研究については、学会等の見解を得られ次第、速やかに行う。「核置換」等の検討についても、今後進めていく。研究用新規作成胚（「ヒト配偶子」及び「ヒト生殖系列細胞」を含む。）の基礎的研究への利用等の検討についても、今後進めていく。